

公立大学法人宮崎公立大学教員倫理規程

平成19年4月1日
規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の常勤及び非常勤の教員（以下「教員」という。）が高等教育機関である大学の教員としての品位をけがし、ひいては宮崎公立大学（以下「本学」という。）の信用を傷つけることのないよう本学教員としての倫理について、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 教員は、常に法人職員としての自覚を持ち、法人職員としての信用を傷つけ又は法人の不名誉となるような行為をしてはならない。

(法令の遵守義務)

第3条 教員は、その職務を遂行するに当たって、法令及び法人の規程を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第4条 教員は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務専念義務)

第5条 教員は、法令又は就業規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

(兼業許可)

第6条 教員（常勤の教員に限る。）は、兼業を行おうとするときは、公立大学法人宮崎公立大学職員兼業規程の規定に定めるところにより、理事長の許可を受けなければならない。

(ハラスメント行為の禁止)

第7条 教員は、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等のハラスメント行為をしてはならない。

(違反した場合の措置)

第8条 教員（常勤の教員に限る。）がこの規程に違反した場合は、学長は、懲戒処分又は訓告処分の可否について審査することができるよう適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。